平成２２年（フ）第１８０号
沖縄県うるま市与那城屋慶名1196番地
債務者　又吉　数哉
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１８１号
沖縄県うるま市与那城屋慶名1196番地
債務者　又吉　徳子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１８５号
沖縄県中頭郡北谷町字伊平416番地１　コーポ屋良202
債務者　末廣　淳子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１９１号
沖縄県宜野湾市伊佐４丁目３番14―202号
伊利原団地
債務者　末吉　清美（旧姓仲村・石原）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１２７８号
東京都福生市大字熊川1315番地都営熊川アパート５―302
債務者　宮下　妙子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３２１号
東京都西東京市ひばりが丘３丁目２番162―305号
債務者　岡安　洋一
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６４９６号
埼玉県川口市並木元町７―32
債務者　富永　　拓（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３４５号
埼玉県所沢市大字北岩岡350番地12
破産者　株式会社高橋製作所
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６４９号
東京都武蔵野市吉祥寺南町２丁目11番４―102号メゾン吉祥寺
破産者　朝岡　隆二
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６１２号
北九州市小倉南区横代南町５丁目２番33号
破産者　有限会社石樹園
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３７３号
盛岡市清水町４番５―312号
破産者　北東北伝統工芸振興協同組合
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第２４６号
福島県郡山市湖南町赤津字辰己ヶ沢2428番地
破産者　有限会社久下特産
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３４３号
福島県郡山市小原田２丁目19番19号
破産者　有限会社横田電設
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第７９７号
横浜市港北区新羽町547番地
破産者　真産業有限会社
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７１９号
横浜市中区翁町１丁目６番地４新翁ビル４階
破産者　ニツケン株式会社
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１０号
川崎市幸区古川町28番地
破産者　有限会社大倉製作所
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
石川県白山市行町イ150番地３
破産者　有限会社北陸ジョイント健食
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４３号
静岡県静岡市清水区由比今宿26番地
破産者　鈴木　惠子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１０９８号
名古屋市中村区烏森町７丁目297番地
破産者　データステーション株式会社
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部